

山口市監査委員 宮川英之
同 石高雅美
同 宮崎高行

令和4年度定期監査（後期）の結果について
地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施しましたので、同条第9項の規定により、その結果を報告します。

1 監査の対象及び実施期間

実施期間	監査の対象
令和4年10月3日から 令和4年10月31日まで	地域生活部 人権推進課、市民課 阿知須総合支所 阿知須地域交流センター 徳地総合支所 徳地地域交流センター 徳地地域交流センター分館：島地、串、八坂、柚野 会計課
令和4年11月1日から 令和4年11月30日まで	商工振興部 中心市街地活性化推進室 都市整備部 交通政策課、地籍調査課、建築課 教育委員会事務局 小学校：白石、湯田、仁保、平川、井関 学校給食センター：阿知須 学校給食共同調理場：白石、湯田、仁保
令和4年12月1日から 令和4年12月28日まで	総務部 契約監理課、管財課、市民税課、資産税課、本庁舎整備推進室 秋穂総合支所 総合サービス課、農林土木課
令和5年1月4日から 令和5年1月31日まで	健康福祉部 地域福祉課、保険年金課、健康増進課、指導監査課 農業委員会事務局
令和5年2月1日から 令和5年2月28日まで	交流創造部 観光交流課（山口ゆめ回廊博覧会推進室） 消防本部

2 監査の対象期間

令和3年度

3 監査の方法

令和4年度定期監査実施計画に基づき提出された監査資料について、山口市監査委員監査基準に準拠し、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が条例等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかに主眼をおき、関係書類等を調査照合するとともに、必要に応じて関係職員から実情を聴取し実施した。

4 監査の結果

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

しかしながら、文書事務、会計事務及び契約事務において、依然として決裁日、施行日の記載漏れや訂正方法の誤り等の軽易な誤りが多数見受けられるとともに、条例等の誤認識や適用誤りによる適正でない事務も発生している。このことは条例等の正しい理解と適正な事務処理についての認識不足に起因するものと思われることから、職場内外における職員研修に努められ、条例等についての正しい理解と運用がなされるよう周知徹底を図られたい。

については、以下の件に関しては、特に重要と考えるため早急に改善されるよう強く要望する。

- ・公文書の作成日付にかかる時系列の不整合
- ・支払手続、調定事務及び現金の管理における条例等と異なる取扱い
- ・契約事務における添付書類の不備、契約書の条項や契約監理マニュアルと異なる事務取扱い
- ・決裁文書の決裁日・施行日の記載漏れ
- ・切手受払簿の記載誤り、切手受払簿等への修正液、修正テープ等の使用や訂正箇所への訂正線のみでの不適切な訂正

また、財務規則など業務執行上のルールを含め、既存の適正な事務の執行を確保するための多元的なチェックの仕組みについて、より成熟したものとなるよう充実強化を図られるとともに、組織全体として改善策を講じられるよう、政策管理室を中心に部局内でさらなる共通理解を図られたい。